

## 平成30年7月豪雨による災害から1年を迎えての被災者復興支援継続に関する会長声明

平成30年7月豪雨による災害から1年を迎える。1年が過ぎようとしてもいまだ災害の爪痕が残っている宇和島市吉田町や西予市、大洲市、今治市島嶼部、松山市等の被災地の状況をみると被害の深刻さに改めて心の痛みを禁じ得ない。

当会は、平成30年7月豪雨による災害発生の発生直後から災害対策本部を設置し、「被災者支援チェックリスト」「愛媛弁護士会ニュース」を配布するなどして被災者支援情報の提供に努め、「無料電話相談」や関係各機関と協力して「現地出張相談」を実施するなどして被災者のあらゆる相談に応じてきた。さらに「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（被災ローン減免制度）」や「災害ADR（裁判外紛争解決手続）」等さまざまな被災者支援を実施してきた。

他方、当会は、当会のホームページや新聞やテレビ、ラジオ等のマスメディア、新聞折込広告やSNS等あらゆる手段を講じて、上記支援制度や当会の取り組みや弁護士会への支援要請等を広報してきたが、被災地が広範で過疎地であったこともあってか、相談件数、や被災ローン減免制度の利用申込や災害ADRの申立は予想以上に少なく、今なお悩み苦しんでいる被災者が多くいるのではないかと危惧している。

当会は、被災者支援活動を今後も継続していく所存であるが、平成30年7月豪雨による災害発生から1年の節目に、上記の原因を踏まえて以下の5点に取り組むことを表明したい。

第1 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（被災ローン減免制度）」のさらなる周知徹底を図り、二重ローン問題等で苦しむ被災者がこの制度を活用することにより生活再建の足掛かりとなるように尽力する。

第2 「災害ADR（裁判外紛争解決手続）」の利用を積極的に呼びかけ、隣人関係や経済的理由等で裁判を望まない被災者が解決を諦めることを防ぎ、早期円満解決の仲介役となるよう尽力する。

第3 現行の災害救助法や被災者生活再建支援法等の支援制度を抜本的に見直し、新たな生活再建支援制度の創設に向けて、日弁連や日本災害復興学会等の関係各機関と連携協力する。

第4 今後は被災者の生活再建支援に重点が移っていくが、被災地の被害は個別化・深刻化しており、それぞれに適した支援がなされなければならない。具体的にはさまざまな支援施策や福祉施策を組み合わせ、それに応じた個別の生活再建計画を立て、人的支援も含めて総合的に被災者を支援する仕組み（災害ケースマネジメント）の実現に尽力する。

第5 被災者に対する相談や生活支援については、さまざまな分野・業種の専門家の助力が不可欠であるが、当会は、建築士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、社会保険労務士、法テラス等に呼びかけて、各士業が連携して災害復興支援を行うことやその体制作りに向けて尽力する。

2019(令和元)年7月1日 愛媛弁護士会会長 丸山 征 寿